

平成29年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組等について(案)

平成29年3月16日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(以下「保安対策指針」という。)は、LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したLPガス事故の原因、立入検査の結果等を踏まえ、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等について具体策を提示するもの。

1. 平成29年度保安対策指針の主な新規項目

平成29年度保安対策指針は、平成28年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつつ、新たに主なものとして以下の点を追加。

(1) 集中監視システムの導入等(下線部は平成29年度新規)

平成28年度より液化石油ガス法に基づく認定液化石油ガス販売事業者の認定要件を緩和・細分化するとともに、追加要件(例えばCO警報器が設置され、CO警報器連動遮断であることなど)を満たす場合、緊急時対応及び点検・調査頻度を更なる緩和を措置したことを踏まえ、より一層の安全確保の観点から、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。集中監視システムの検討に際しては、通信システム・ネットワークにおけるサイバーセキュリティの確保や、大幅に機能アップし、国際標準化された通信規格を搭載したマイコンメーターと通信端末に配慮する事が望ましい。

(2) CO中毒事故の防止対策(平成29年度新規)

学校、福祉施設等において、オーブン等の業務用調理機器を使用する場合のCO中毒事故が発生していることから、調理等を行う際は、不完全燃焼によるCO中毒事故に十分注意すること。特に、業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進すること。

(3) 機器の事故防止対策(平成29年度新規)

自動切替式調整器の予備側にLPガス容器を接続せずにガスを供給したことを原因とするガス漏事故が発生していることから、LPガス容器を1本のみ接続して使用する場合は、必ず予備側にもLPガス容器を接続するか、又は予備側の高圧ホースを外してプラグをはめるなどの設備改善を行うこと。

(4) 熊本震災を受けた災害時対策の見直し（平成29年度新規）

熊本地震を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について「LPガス災害対策マニュアル」を改訂する方針であり、災害発生時には同マニュアルに基づいた取組を着実に実施すること。

2. 保安対策指針の実効性を高める取組（平成26年度より継続）

今後、より一層、保安対策指針の実効性を高め、自主保安活動の取組の促進を図る観点から、以下の点について取り組む。

(1) 行政機関による連携等の促進

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査においては、LPガス販売事業者と保安機関の所管が行政機関によって異なる場合は可能な限り当該行政機関において合同して実施する。なお、立入検査に際しては、必要に応じて供給設備等の現場確認を実施する。

(2) LPガス販売事業者等の自主保安活動の把握等

LPガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管のLPガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

3. 事故撲滅等のための更なる取組

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、平成29年度中に死傷者を伴うLPガス事故が発生した場合には、事故原因、法令違反の有無等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を講じるなど所要の措置を講ずる。